

「令和5年度 日本遺産「炭鉄港」ガイド付きミニツアー整備事業」  
委託業務プロポーザル企画提案指示書

1 委託する業務名

「令和5年度 日本遺産「炭鉄港」ガイド付きミニツアー整備事業」委託業務

2 委託業務の目的等

日本遺産「炭鉄港」の構成文化財やその周辺の文化を体験できるガイド付きのミニツアーを造成するとともに、ガイド向けの講習会を実施し、継続して実施可能な滞在コンテンツの整備を行う。

3 業務の概要等

(1) 業務の内容

令和5（2023）年は、炭鉄港の日本遺産認定5年目にあたる節目の年であることから、道内外の旅行客、特に個人の旅行客をターゲットとし、現地集合、現地解散可能で参加しやすいガイド付きミニツアーのコース造成を行い、炭鉄港の認知度向上を図る。

ガイド付きミニツアーの実施にあたっては、炭鉄港のストーリーを伝える上で重要な役割を担うガイドのレベルを向上し、コンテンツ体験の満足度を向上すること、また、今後も継続的なツアー実施を行うため、次年度以降のガイド人材を育成することを目的に、ガイド向けの講習会を開催し、炭鉄港のストーリーを踏まえ、各地域をガイドできる人材の育成を図る。

ガイドツアー実施後には、ツアーの価格設定とそれに応じた参加状況等の事業収支の検証を行う。

(2) 業務の執行

ア ガイド付きミニツアーの造成

- ・ ツアーの造成は、令和4（2022）年度にガイド付きミニツアーを実施した地域（夕張、岩見沢、三笠、月形、小樽、室蘭、安平）を除く地域とし、5コース以上造成する。
- ・ ツアーの募集人数は各回10名～20名程度、実施回数は5回以上とすること。
- ・ 今後のインバウンド誘致を踏まえた内容とすること
- ・ 参加者から参加費を徴収し、収入として経費見積りに算入すること。また、傷害保険料、昼食代、バス代、施設入場料は参加費に加えること。
- ・ 炭鉄港推進協議会（以下協議会という）構成員が実施するイベントとの連携を図ること。
- ・ ガイドの選定にあたっては、「炭鉄港ガイド名簿」の登録者を活用すること。
- ・ ガイドの説明内容を整理し、次年度以降同ツアーを実施する際の参考資料を作成すること。

イ 事業内容の検証

- ・ 今後の自走化の参考となるよう、事業実施ツアーごとにアンケートを実施し、申込状況や参加者の満足度を比較すること。
- ・ ツアーの価格設定とそれに応じた参加状況等の事業収支の検証を行うこと。

#### ウ その他留意事業

- ・ 事業が旅行業法に規定する旅行業に該当する場合は、関係法令を遵守すること。

#### (3) 成果品の納品

次のとおり成果物を納品すること。ただし、炭鉄港推進協議会が指定する数を協議会構成団体に送付することをもって納品とすること。

##### ア 事業実施報告書

印刷3部及びデータ（PDF形式）を記録したCD等1部

##### イ 事業実施に当たり作成したデータ

データを記録したCD等1部

#### 4 提案にあたっての留意事項

- (1) 受託者は、本委託業務に伴い発生する著作権等の権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）を、当振興局に譲渡すること。
- (2) 受託者は、当振興局及び当振興局が指定する第三者に対し、本委託業務に伴い発生する著作者人格権を行使しないこと。

#### 5 契約期間

委託契約締結日から令和6年3月29日（金）まで。

#### 6 予算上限額

1,080千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限額とする。

#### 7 選定業者数

1者を選定する。

#### 8 企画提案者の参加資格要件

単体の事業者（法人・団体及び個人）又はコンソーシアムであって、次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 単体の事業者（法人・団体及び個人）が参加する場合は、道内に本店又は主たる事業所あるいは支店等の拠点を有するものであること。コンソーシアムで参加する場合は、道内に本社又は主たる事業所を有するものをその構成員に含むものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者（未成年、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者が含まれない。）でないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (4) 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- (6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
  - ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
  - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
  - ウ 消費税及び地方消費税
- (7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
  - ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
  - イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
  - ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
- (8) コンソーシアムの構成員が単体の事業者（法人・団体及び個人）としても重複参加するものでないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

## 9 参加表明書の提出

別紙の「参加表明書」を令和 5 年（2023 年）6 月 1 2 日付け公告に定める日までに提出してください。参加表明書提出後に当該公告に定める参加資格要件を満たさないことが明らかとなったときは、参加表明書の提出は無効となります。

なお、「参加表明書」には、次の書類を添付してください。

- (1) 別紙「法人・団体及び個人またはコンソーシアム構成員の概要」
- (2) 参加を表明する者が法人の場合は、商業登記事項証明書または法人の登記事項証明書、個人の場合は、市町村の発行する身分証明書または住民票
- (3) 参加を表明する者がコンソーシアムの場合は、前記（2）の書類及びコンソーシアム協定書の写し
- (4) 道税事務所または振興局・総合振興局が発行する道税について滞納のないことを証明する納税証明書（発行後 3 ヶ月以内のもの、写し可）
- (5) 道に納税義務のない者は、本店が所在する都府県が発行する法人事業税に関する納税証明書（発行後 3 ヶ月以内のもの、写し可）
- (6) 税務署が発行する消費税及び地方消費税について滞納がないことを証する納税証明書（発行後 3 ヶ月以内のもの、写し可）
- (7) 暴力団関係事業者等でないこと及び今後、これらの者にならない旨の誓約書
- (8) 次に掲げる社会保険等の届出義務を履行している事実を証する書面（届出義務がない場合については、社会保険等適用除外申出書（別記第 1 号様式））
  - ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
  - イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
  - ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

## 10 企画提案書等の提出

参加表明書の提出後、協議会からの企画提案書提出の要請を受けた者は、「令和5年度 日本遺産「炭鉄港」ガイド付きミニツアー整備事業」委託業務の企画提案書を提出してください。

## 11 企画提案書の作成方法

- (1) 文章を保管するためにイラストや図表などを使用しても良いが、社名ロゴマーク等、提案者が特定できる図柄は一切使用しないこと。
- (2) 企画提案書は、専門的知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現を用いること。
- (3) 企画提案の内容については、他からの転載を禁止する。
- (4) 提出部数は10部提出すること。
- (5) 提出部数10部のうち、1部は提案企業名、個人名を記載したもの、残り9部は、A社、B社、C主任研究員、などと匿名により記載すること。
- (6) 匿名で記載する9部について、表紙を含む提案書全頁において、提案企業名、個人名の記載がないことを提出前に確認すること。
- (7) 提案内容は、すべて企画提案書に記載すること。既存パンフレット等の添付については受理しない。なお、提出された企画提案書は返却しない。
- (8) 提出された企画提案書の全部または一部について、変更、追加及び削除は認めない。

## 12 プレゼンテーションの実施

- (1) 企画提案された内容についてのプレゼンテーションを実施する。
- (2) 日時、場所、留意事項等は別途通知する。
- (3) プレゼンテーションは、企画提案書に記載された内容についてのみとし、当該提案書に記載されていない事項の説明や追加資料の配付は認めない。
- (4) 企画提案書を提出した事業者が5者を超える場合には、企画提案書による第一次審査を実施し、上位5者をプレゼンテーションへの参加事業者とする。

## 13 企画提案の審査基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

### (1) 実施体制及び業務処理計画

#### ア 実施体制（10点）

- ・ 適切な労務管理や財務管理の体制が整備されており、業務実施体制が整っているか。

#### イ 業務処理計画（10点）

- ・ 事業実施のスケジュール・経費積算は妥当か。
- ・ 関係団体との打ち合わせ期間の十分な確保など、事業全体のスケジュールに適切な余裕があるか。
- ・ 社会情勢の変化などによって日程が変更となる可能性も踏まえ、臨機応変に対応できるスケジュールとなっているか。

## (2) 業務遂行能力

### ア 類似業務実績 (10 点)

- ・ 過去の実績等から、当該業務を確実に遂行することが期待できるか。

### イ 業務に必要な知見 (15 点)

- ・ 地域遺産活用をはじめとする当該業務に必要な知見及び実績を有しているか。
- ・ 関係者等との連携による円滑な事業運営が期待できるか。

## (3) 企画提案内容

### ア ガイド付きミニツアーの造成 (20 点)

- ・ 「幌内鉄道」全線開通 140 周年、「室蘭本線」開業 130 周年の節目の年であることを踏まえた内容となっているか。
- ・ 鉄道を入口とした炭鉄港の認知度向上を図る魅力的な内容となっているか。
- ・ 参加人数の設定や集客方法は適切か。

### イ ガイド養成講座 (20 点)

- ・ ガイド付きミニツアーの実施にあたり、炭鉄港のストーリーを伝えるガイドのレベル向上を図り、コンテンツ体験の満足度を向上する講座内容となっているか。
- ・ 長期的視点に立ち、今後の今後の日本遺産「炭鉄港」推進に資するガイド人材の確保及び質の向上が具体的に見込める内容となっているか。
- ・ 講師の選定は適切か。

### ウ 事業の検証 (15 点)

- ・ 今後の有料プログラム化を検証するにあたり、適切な検証方法となっているか。

## 14 参加表明・企画提案に係る留意事項

- (1) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出事業者の負担とします。
- (2) 企画提案の採否については、文書で通知します。
- (3) 参加表明書の提出後に企画提案書を提出期限までに提出しない場合は、参加表明の撤回があったものと見なします。また、プレゼンテーションに参加しない場合も、同様に企画提案の意思がないものとみなします。
- (4) 提出された参加表明書または企画提案書は、プロポーザルによる委託事業者の選定のために使用し、機密保持には十分配慮します。ただし、北海道情報公開条例による公文書開示請求がなされた場合は、不開示条号（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となります。
- (5) 採択決定後、提出された提案書及び補足資料並びに契約書類に記載された事業概要（図・写真を含む）、委託先・コンソーシアム構成員の名称、契約金額（支出内訳を含む）については、公表・活用する場合がありますので、当該部分の公表・活用については、あらかじめ提案者の了解を得たものとして取り扱わせていただきます。
- (6) 提出された書類は、協議会において必要な場合、複製を作成することがあります。
- (7) 提出期限以降における参加表明書または企画提案書の差替え、再提出は認めません。

15 問い合わせ先及び参加表明書、企画提案書等の提出先

〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目

炭鉄港推進協議会事務局（北海道空知総合振興局地域創生部地域政策課内）

担当：高井、毛利

電話番号 0126-20-0034（直通）

FAX番号 0126-25-8144